

令和3年度伊勢崎市奨学金について

伊勢崎市奨学金は学生本人に奨学金を貸与する制度です。貸与終了後は返済義務がありますので、本人及び保護者で相談し、十分考慮のうえ申請してください。

1 貸与資格

- (1) 学術優秀、品行方正、身体強健及び志操堅実な者
- (2) 本市に1年以上住んでいる者（本人または保護者が住民登録している者）
- (3) 高校、短期大学、大学に進学または在学中の者（高専・専修学校を除く）
- (4) 経済的理由により進学困難な者

- 2 貸与額
- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 高等学校（年額） | 120,000円 |
| (2) 大学・短期大学（年額） | 300,000円 |

3 入学時給付金

選考時に入学の伴う貸与決定者に給付（1回限り） 30,000円

4 申請期間

令和3年3月1日（月）から4月30日（金）（ただし、土・日・祝日を除く）

5 貸与の決定

伊勢崎市奨学生選考委員会の審査により、貸与の可否を決定します。

6 貸与

年額を半期ごとに分け、口座振込みにより貸与します。

初年度の貸与は6月下旬と9月の予定です。

次年度以降は、在学証明書の提出により進級を確認したうえで、貸与を継続します。

次年度以降の貸与は4月と9月の予定です。

奨学金を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間です。（4年制大学入学時に貸与決定した場合は4年間）

7 返済

奨学生は貸与終了時に、保護者、連帯保証人が連署の上、「借用証書」及び「返済計画表」等を提出してください。

貸与終了後1年間返済を猶予します。猶予期間終了後、貸与年数の2倍の期間内に半年賦（年2回）または年賦（年1回）により、返済（無利子）してください。

【例】4年制大学入学から卒業まで貸与する場合、総額1,200,000円を8年以内に返済します。※8年間の返済年額150,000円

返済は、金融機関窓口での納付書払いです。（口座引落ではありません。）

本市では滞納者への債権回収業務を弁護士事務所に委託しています。

8 連帯保証人 ※連帯保証人へ直接連絡することがあります。

奨学生が奨学金を返済できない場合、**保護者及び連帯保証人が返済義務を負います。**連帯保証人は独立の生計を営む者で、奨学金返済終了（4年間貸与を受ける場合、申請から13年後）まで返済能力のある者1人とします。（家族以外の者）

また、連帯保証人は貸与決定時に「印鑑証明」の提出が必要です。

連絡先 伊勢崎市教育委員会総務課 経理係
代表 0270-24-5111(内線 2449)
直通 0270-27-2786
E-mail k-soumu@city.isesaki.lg.jp

連帯保証人の方へお渡しください。

令和3年度伊勢崎市奨学金について

伊勢崎市奨学金は学生本人に奨学金を貸与する制度です。貸与終了後は返済義務がありますので、本人及び保護者で相談し、十分考慮のうえ申請してください。

1 貸与資格

- (5) 学術優秀、品行方正、身体強健及び志操堅実な者
- (6) 本市に1年以上住んでいる者（本人または保護者が住民登録している者）
- (7) 高校、短期大学、大学に進学または在学中の者（高専・専修学校を除く）
- (8) 経済的理由により進学困難な者

- 2 貸与額
- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 高等学校（年額） | 120,000円 |
| (2) 大学・短期大学（年額） | 300,000円 |

3 入学時給付金

選考時に入学の伴う貸与決定者に給付（1回限り） 30,000円

4 申請期間

令和3年3月1日（月）から4月30日（金）（ただし、土・日・祝日を除く）

5 貸与の決定

伊勢崎市奨学生選考委員会の審査により、貸与の可否を決定します。

6 貸与

年額を半期ごとに分け、口座振込みにより貸与します。

初年度の貸与は6月下旬と9月の予定です。

次年度以降は、在学証明書の提出により進級を確認したうえで、貸与を継続します。

次年度以降の貸与は4月と9月の予定です。

奨学金を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間です。（4年制大学入学時に貸与決定した場合は4年間）

7 返済

奨学生は貸与終了時に、保護者、連帯保証人が連署の上、「借用証書」及び「返済計画表」等を提出してください。

貸与終了後1年間返済を猶予します。猶予期間終了後、貸与年数の2倍の期間内に半年賦（年2回）または年賦（年1回）により、返済（無利子）してください。

【例】4年制大学入学から卒業まで貸与する場合、総額1,200,000円を8年以内に返済します。※8年間の返済年額150,000円

返済は、金融機関窓口での納付書払いです。（口座引落ではありません。）

本市では滞納者への債権回収業務を弁護士事務所に委託しています。

8 連帯保証人 ※連帯保証人へ直接連絡することがあります。

奨学生が奨学金を返済できない場合、**保護者及び連帯保証人が返済義務を負います。**連帯保証人は独立の生計を営む者で、奨学金返済終了（4年間貸与を受ける場合、申請から13年後）まで返済能力のある者1人とします。（家族以外の者）

また、連帯保証人は貸与決定時に「印鑑証明」の提出が必要です。

連絡先 伊勢崎市教育委員会総務課 経理係
代表 0270-24-5111(内線 2449)
直通 0270-27-2786
E-mail k-soumu@city.isesaki.lg.jp